

山口市在宅緩和ケア推進体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市在宅緩和ケア推進体制整備事業（以下「本事業」という。）は、医療技術で治癒が期待できない末期がん患者が、住み慣れた自宅等「自分が望む場」で、最期まで自分らしく有意義な日常生活が送れ、また、家族も安心して介護ができるよう、在宅において疼痛をはじめとする諸症状を緩和するための医療及び看護、介護等が受けられる在宅緩和ケア体制を整備することを目的とする。

(事業主体)

第2条 市長が適切な事業運営が確保できると認める団体に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 在宅緩和ケアに関わる保健・医療・福祉関係機関等とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 在宅緩和ケアに関わる保健・医療・福祉関係機関の連携体制の構築
- (2) 在宅緩和ケアに関わる福祉サービスの提供
- (3) 在宅緩和ケアに関わる相談窓口の整備
- (4) 在宅緩和ケアに関わる市民への普及啓発及び情報提供
- (5) 在宅緩和ケアに関わる保健・医療・福祉関係者等に対する研修会の開催
- (6) 本事業推進のために必要な調査研究
- (7) その他本事業の推進に資する事業

(在宅緩和ケア推進会議の設置)

第5条 本事業の円滑な実施を図るため「在宅緩和ケア推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議の構成員は、在宅緩和ケアに関わる保健・医療・福祉の関係機関及び専門家等とする。
- 3 推進会議の運営は、市長が在宅緩和ケアに関わる保健・医療・福祉関係機関の連携が確保できると認められる団体に委託するものとする。
- 4 推進会議は、市長が作成した事業計画に基づき、在宅緩和ケア体制を推進するために必要な協議を行なうものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市在宅緩和ケア推進事業実施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。